

摺上川上流域における縄文時代中期末葉～ 後期前葉の住居跡について

主任学芸員 大河原勉

1 はじめに

摺上川は福島・宮城県境の奥羽山脈系の摺上山（標高 977 m）を水源とし、福島市飯坂町茂庭地区を蛇行しながら東流し、福島市瀬上町で阿武隈川に合流する、幹線流路延長 3.2 km、流域面積 31.4 km²、阿武隈川の支流の一つである。

現在、摺上川上流には、「茂庭っ湖」として親しまれている「摺上川ダム」が建設されている。ダム建設にあたって、水没地区から 25ヶ所の遺跡（延べ面積 27,000 m²）が確認され、平成 3 年から 13 年間にわたり発掘調査が実施された。調査された遺跡の多くは縄文時代に属し、早期～晩期に至るまでの住居跡が確認されている。特に中期末葉～前期初頭にかけては、この地に拠点的な集落が営まれている。

今回報告を行う中期末葉～後期前葉の集落については、2～4軒程度の住居跡で構成される小規模な集落ではあるが、これらの集落の中には敷石等施設を伴う住居跡も認められる。摺上川上流域の中期末葉～後期前葉の住居跡については、同一遺跡ではないが摺上川上流域といった限られた地域で敷石等施設の風習がほぼ継続的に行われている。

この報告では、摺上川上流域の中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡について、摺上川ダムの発掘調査成果と他地域の遺跡の様相などから、その変遷等について述べてみたい。

2 摺上川上流域における敷石等施設を伴う住居跡

摺上川上流域では中期末葉～後期前葉の集落は 13ヶ所確認されている。この内、敷石等施設を伴う住居跡が確認された集落は 9ヶ所。これらの集落は、先述したように 2～4軒程度の住居跡で構成される小規模なものである。集落は、摺上川とその支流の合流地点や周辺に形成され、摺上川両岸の狭小な河岸段丘に営まれている。また、阿武隈川本流とその支流の合流地点にも、その地域の拠点となる集落が中期末葉～後期前葉にかけて営まれる傾向にある。

摺上川上流域では、敷石等施設を伴う住居跡は 9遺跡で 21軒が確認されているが、中には遺存状況が悪く、検出状況等から敷石住居跡と判断されたものもある。以下、住居跡の概要について上流に位置する遺跡から順に述べてみる。

報告するにあたり、大木 9・10 式土器の細分については、概ね鈴木良一氏の編年（上ノ台 A 遺跡第 1 次 1984）、綱取 I・II 式の細分については馬目順一氏の編年（馬目 1970）に基づくものとした。また、図版の縮尺については、住居跡 S = 1 / 60、土器 S = 1 / 6 で示している。

(1) 邸下遺跡

摺上川とその支流の中津川の合流地点に立地。他の遺跡からは敷石等施設を伴う住居跡が 1

～2軒程度しか確認されていないが、邸下遺跡では6軒確認されている。

5号住居跡：複式炉（埋設土器は大木10式中段階）を有する住居跡。遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。

6号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図2-3）。床面には部分的に敷石。炉は複式炉が退化したような石囲炉。堆積土中からは、後期初頭と考えられる土器片が出土している。後述する17号住居跡と重複し本住居跡が新しい。

7号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡。遺存状況が悪く、住居跡の平面形は不明。時期を特定できる遺物は出土していない。

9号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡（図3-2）。遺存状況が悪く、住居跡の平面形は不明。確認面からは、綱取Ⅱ式古段階の土器片が出土。

17号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図2-2）。炉は複式炉が退化したような石囲炉。6号住居と重複し本住居跡が古い。時期を特定できる遺物は出土していない。

20号住居跡：周壁に礫を配した石囲炉を持つ住居跡（図2-4）。石囲炉の延長線上の壁に扁平礫の立石。時期を特定できる遺物は出土していない。

（2）小峯遺跡

摺上川とその支流の中津川に挟まれた段丘上に立地。摺上川の対岸に邸下遺跡が位置する。

11号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を有する住居跡。後期後葉の住居跡と重複し、検出された遺構は複式炉と部分的な敷石のみ。また、複式炉末端に扁平礫の立石が認められるが、重複している後期後葉の住居跡に伴う可能性もある。

12号住居跡：石囲炉を持つ小型の敷石住居跡（図2-7）。炉底面に綱取Ⅰ式古段階の土器（図2-8）を設置。また、炉掘形内からは、三十稻場系の小型の土器が出土。

（3）八方塚A遺跡

摺上川とその支流の観音沢との合流地の摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ対岸には入トンキヤラ遺跡、烏川を挟んだ対岸には川上向遺跡、西ノ向C遺跡が位置する。

23号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ住居跡（図1-5・6）。周壁は礫を立てかけた石壁。

（4）入トンキヤラ遺跡

摺上川とその支流の烏川との合流地点の烏川左岸に立地。摺上川を挟んだ対岸には八方塚A遺跡、川上向遺跡、西ノ向C遺跡が位置する。複式炉を持つ部分敷石2b号住居跡の埋没過程の窪地を利用して、石囲炉を持つ部分敷石2a住居跡が構築されている。

2a号住居跡：石囲炉を持つ部分敷石住居跡（図2-6）。敷石は石囲炉を中心に施される。後述する2b号住居跡と重複し本住居跡が新しい。

2 b 号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ部分敷石住居跡（図1-3）。敷居は複式炉西側と北西壁際に認められる。また、複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。2 a 号住居跡と重複し本住居跡が古い。

1 2 号住居跡：石囲炉を持つ柄鏡形部分敷石住居跡（図3-3）。敷居は張出部に認められる。

（5）川上向遺跡

摺上川と支流の烏川との合流地点摺上川右岸に立地。隣接して西ノ向C遺跡が、烏川を挟んだ対岸には入トンキヤラ遺跡、摺上川を挟んだ対岸には八方塚A遺跡が位置する。

3号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図2-5）。炉は石囲炉（埋設土器は地文のみ）。

4号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を有する住居跡。遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。

（6）西ノ前遺跡

摺上川とその支流の烏川との合流地点の東側摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ西側対岸には西ノ向C遺跡、東側対岸には弓手原A遺跡が位置する。

1 1 号住居跡：遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。炉は石囲炉。

1 3 号住居跡：石囲炉を持つ部分敷石住居跡。遺存状況から、柄鏡形の敷石住居跡の可能性あり。敷居は張出部と壁際の一部に認められる。堆積土中から綱取Ⅱ式古段階の土器（図3-5・6）が出土。

（7）獅子内遺跡

摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ西側対岸には弓手原A遺跡が位置している。

1 1 5 号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡（図3-1）。敷石は、石囲炉を中心に施されている。

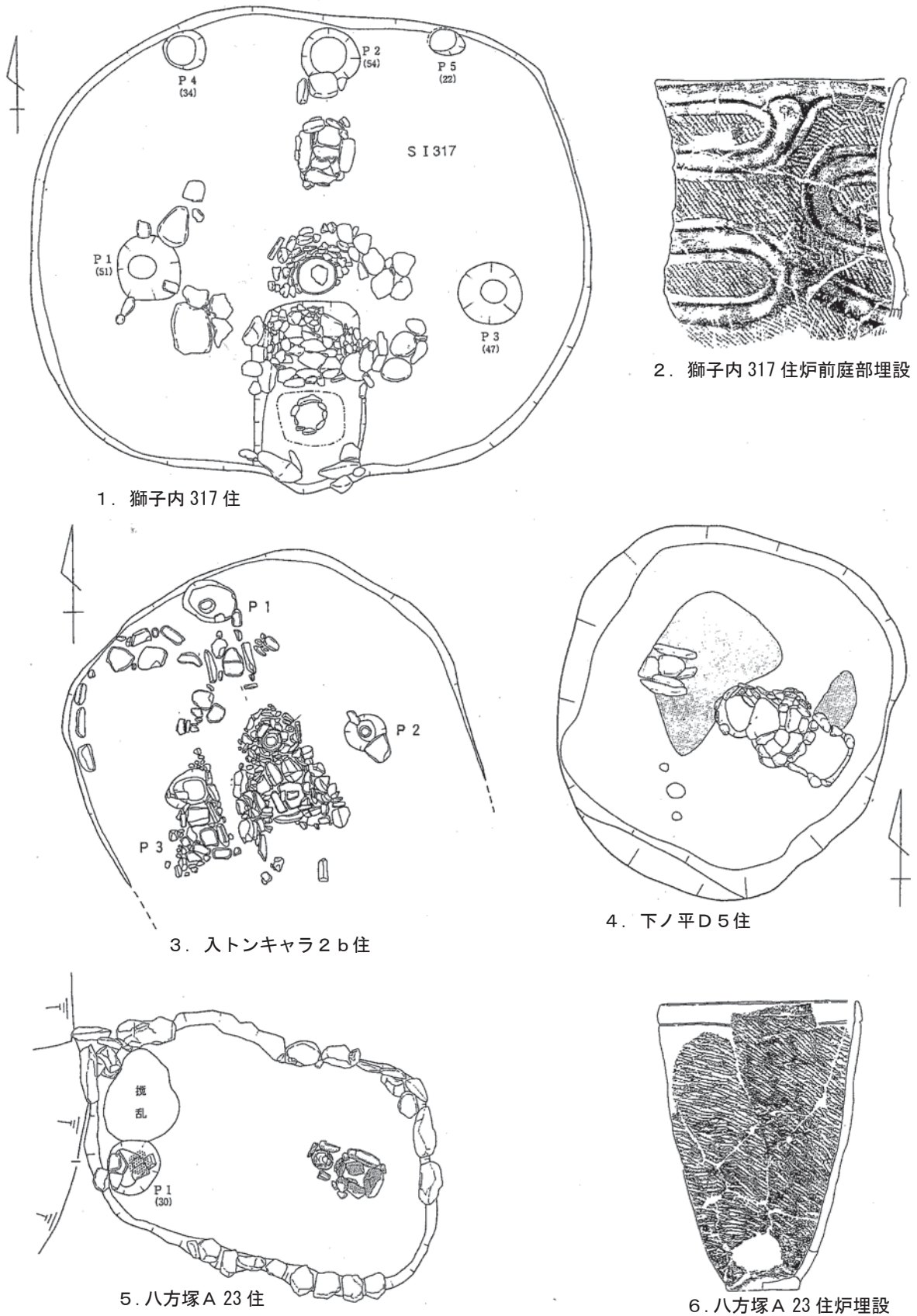
3 1 5 号住居跡：複式炉（埋設土器は抜き取られている。）を持つ住居跡。複式炉の延長線上に埋設土器（地文のみ）と奥壁際に大型の扁平礫を配している。

3 1 7 号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ部分敷石住居跡（図1-1）。敷石は、複式炉を中心に施されている。なお、複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。複式炉前庭部に大木10式中段階の土器（図1-2）を埋設。

（8）下ノ平D遺跡

摺上川とその支流白根沢との合流地点の摺上川右岸に立地。白根沢を挟んだ対岸には大枝館跡が位置している。

5号住居跡：複式炉（埋設土器なし）を持つ住居跡（図1-4）。複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。



1. 獅子内 317 住

2. 獅子内 317 住炉前庭部埋設

3. 入トンキアラ 2 b 住

4. 下ノ平 D 5 住

5. 八方塚 A 23 住

6. 八方塚 A 23 住炉埋設

図1 摺上川上流域住居跡集成(1)

(9) 大枝館跡

摺上川と白根沢との合流地点の摺上川右岸に立地。白根沢を挟んだ対岸には下ノ平D遺跡が位置している。

4号住居跡：複式炉（埋設土器なし）を持つ部分敷石住居跡（図2-1）。敷石は、複式炉を中心に施されている。周壁に礫を立てかけた石壁を持つ。また、住居跡は人為的に埋め戻され、住居跡の平面形に合わせ環状の配石を施す。

以上、摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の概要について述べてみた。次に、摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の出現とその展開について考えてみる。

3 摺上川上流域における敷石等施設を伴う住居跡の出現と展開

摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の出現は住居跡に伴う出土遺物の検討などから、複式炉周辺部に敷石または延長線上に方形石組施設を持つ獅子内遺跡317号住居跡（図1-1）、入トンキヤラ遺跡2b号住居跡（図1-3）、下ノ平D遺跡5号住居跡（図1-4）と考えられる。獅子内遺跡317号住居跡については、床面や複式炉前庭部に埋設された土器の特徴から大木10式中段階（隆線区画による無文帯同士の切り合いが認められ、中段階の後半と考えられる。）に位置づけられる。他の遺跡の住居跡については、複式炉埋設土器が地文のみ、または出土遺物が乏しく明確な時期は特定できないが、包含層の出土遺物の検討などから獅子内遺跡とほぼ同時期の可能性が高い。

この出現期の方形石組施設は大木10式中段階以降消失し、その特徴的な施設に変わって八方塚A遺跡23号住居跡（図1-5）のように石壁を持つ住居跡が出現する。この石壁は、出現期の入トンキヤラ遺跡2b号住居跡や川上向4号住居跡、邸下5号住居跡にみられる住居跡の壁際に礫を配す行為が祖形と考えられる。

これらの石壁施設は、複式炉が退化した炉を持つ大枝館跡4号住居跡（図2-1）、邸下遺跡17号住居跡（図2-2）、石囲炉を持つ川上向遺跡3号住居跡（図2-5）や邸下遺跡20号住居跡（図2-7）に継続して用いられている。この石壁を有す住居跡の特徴としては、石囲炉が壁際に位置している点であり、この特徴は他の地域の敷石等を持たない中期終末～後期初頭の住居跡にも共通する。

後続する後期前葉では、小峯遺跡12号住居跡（図2-7）、入トンキヤラ遺跡2a号住居跡（図2-6）、獅子内遺跡115号住居跡（図3-1）のように全面的に石囲炉周辺に敷石を施す住居跡となる。時期については、小峯遺跡12号住居跡石囲炉底面から綱取I式古段階の土器片が出土している。他の住居跡については時期を特定する出土遺物が乏しいため詳細は特定できない。なお、獅子内遺跡115号住居跡については、P5・7が柄鏡形住居跡を意識した配置になっている点が注目される。

また、綱取II式の時期には入トンキヤラ遺跡12号住居跡（図3-3）、西ノ前遺跡13号住居跡（図3-4）のように部分的に敷石が施された柄鏡形住居跡も確認されている。これら

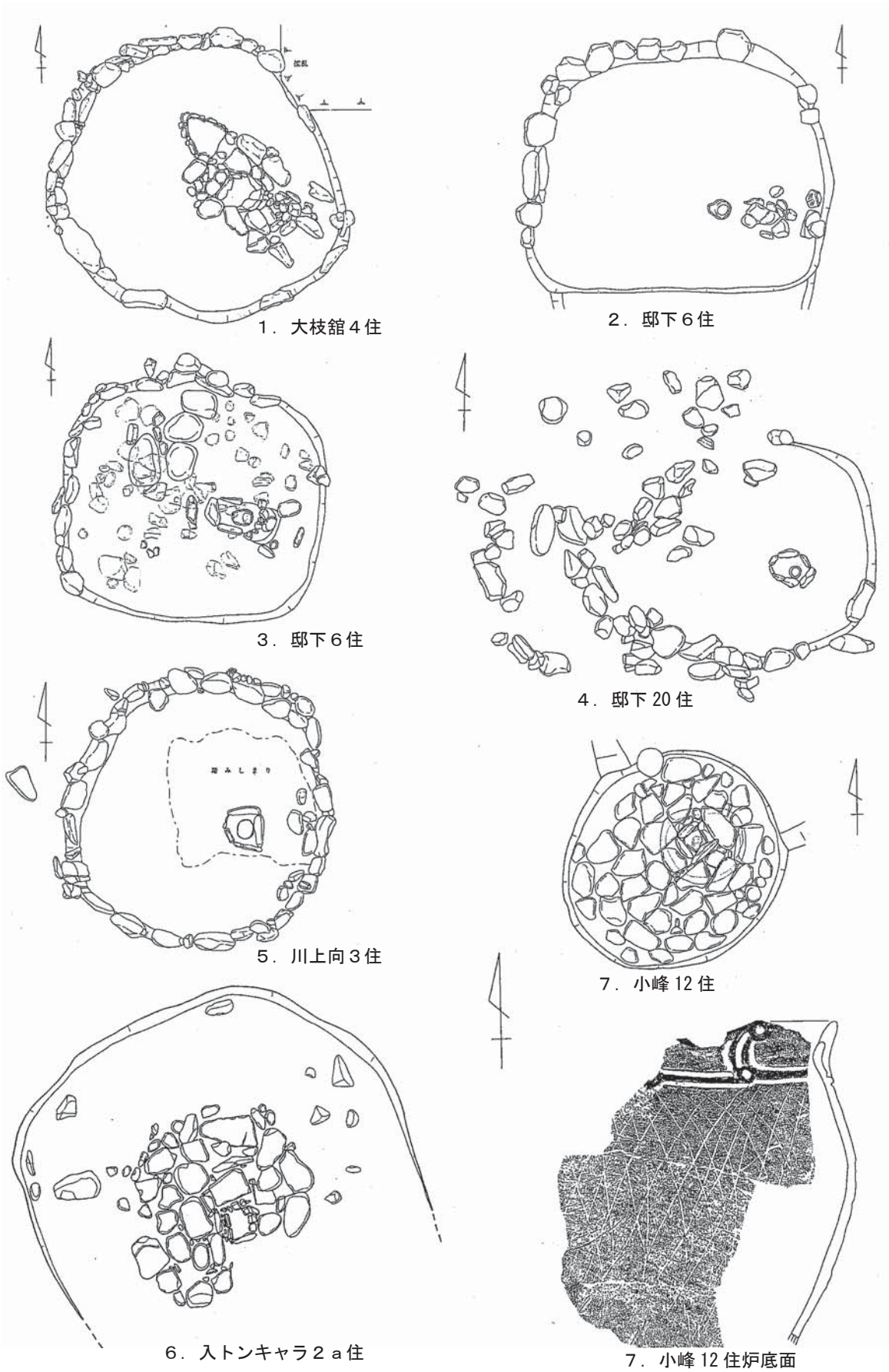


図2 摺上川上流域住居跡集成 (2)

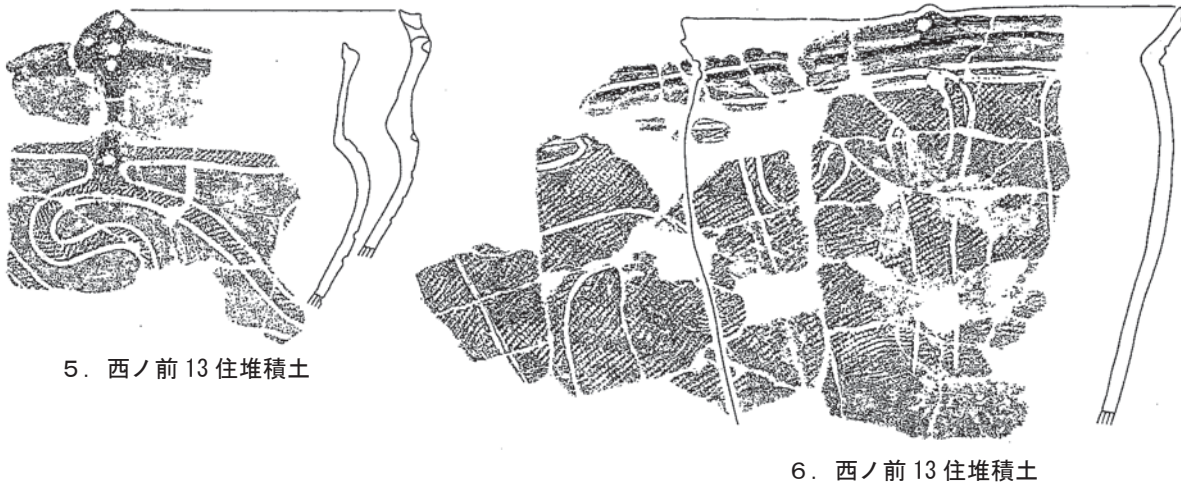
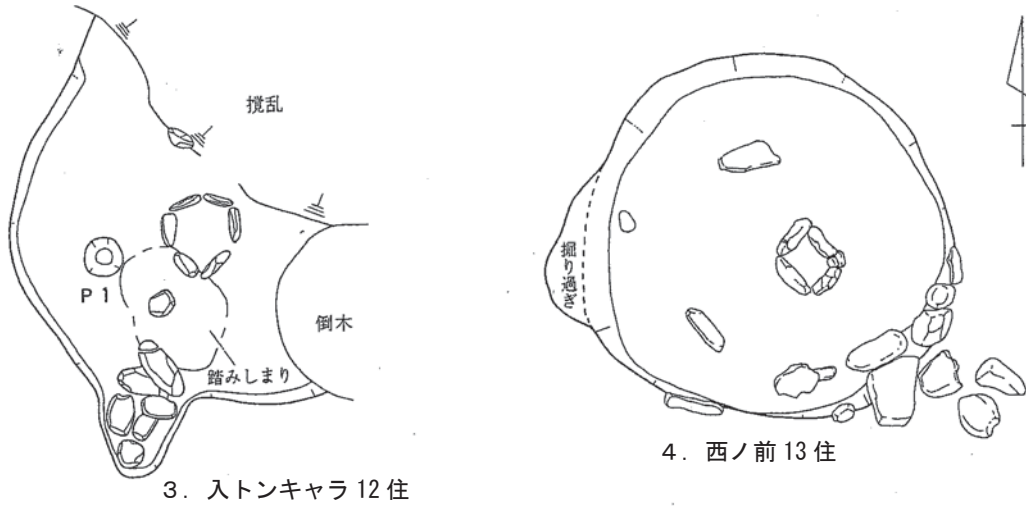
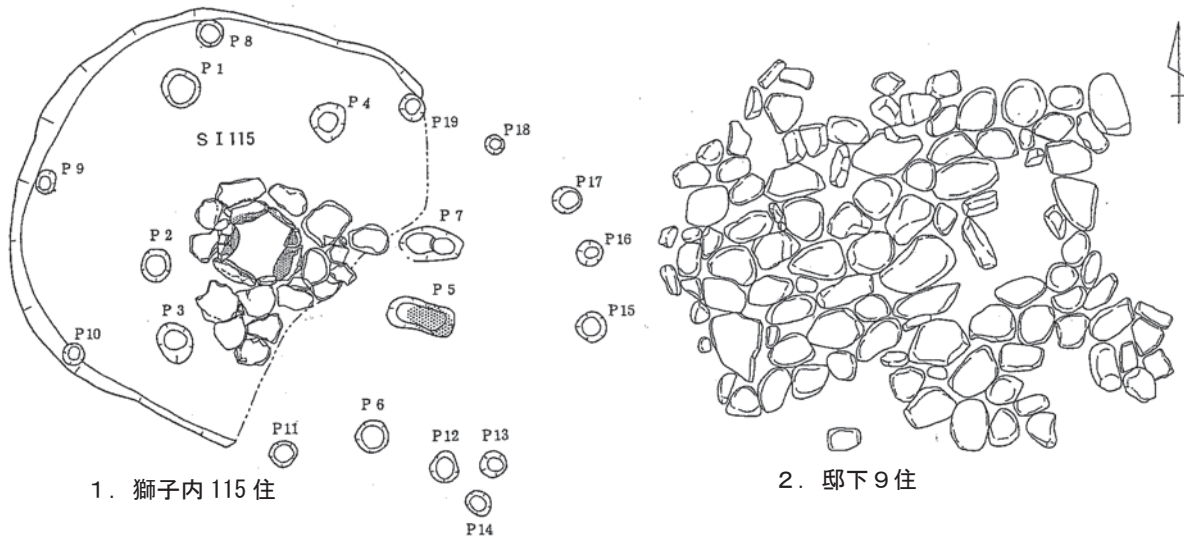


図3 摺上川上流域住居跡集成 (3)

の住居跡の特徴は、小型の張り出し部を中心に敷石を敷設する点である。なお、邸下遺跡9号住居跡(図3-2)は遺存状況から全面に敷石が施された柄鏡形敷石住居跡の可能性はある。

摺上川上流域における中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡についてまとめてみる。大木10式中段階に複式炉周辺に敷石を敷設し炉の延長線上に方形状の石組施設を有す獅子内遺跡317号住居跡、また同様の施設を有し壁際に小礫を配す入トンキヤラ遺跡2b号住居跡が営まれる。その後、八方塚A遺跡23号住居跡の石壁を有す住居跡に変遷すると考えられるが、出現期の特徴とも言える方形石組施設は認められない。この石壁は中期終末～後期初頭の複式炉から石囲炉へ移行する時期(複式炉・大木文化崩壊)の当地域の特徴でもある。

後期前葉綱取I式の時期には石壁は消失し、部分ないし全面敷石が敷設された住居跡となり、綱取II式の時期には、張り出し部に部分的に敷石を持つ柄鏡形住居跡も認められるようになる。

なお、複式炉延長上を意識した行為は、弓手原A遺跡の22号住居跡(大木9式新段階)と23号住居跡(図4-1～3、大木10式古段階)にも認められた。いずれも複式炉延長上に20cm程度の角状礫を石柱状に配している。これらの行為が、弓手原A遺跡の対岸に営まれた獅子内遺跡317号住居跡の方形石組施設に関連していくものと考えている。

弓手原A遺跡22号、23号住居跡については、ある程度の時間差を持ちながらも同じ場所に営まれ、複式炉の主軸も同一であり、延長上に角状礫を石柱状に配す特徴も一致することなどから、同じ系譜の人々によって営まれた可能性が高い。

摺上川上流域で確認されたこれらの住居跡の性格付けについては、特別な施設を持つ側面だけでとらえるのではなく、集落内での他の住居跡との営まれ方や別遺構との関連性、この他にも隣接する各遺跡を総合的に捉え検証しなければならない。

なお、邸下遺跡について堀江格氏(摺上川ダム13)は「中期末葉～後期前葉まで継続して敷石等施設を伴う住居跡が確認されている点や、出土遺物についての石器比率が極めて低い点などから、他の遺跡から確認された集落と差異があり、一般集落のような生業形態が想像しにくい遺跡」と位置づけ「住居跡あるいは集落自体の成立要因が土坑群と密接な関わりを持つため、土坑に伴う住居跡」の可能性を指摘している。

山間部の集落については、井憲治氏(井1996)が真野川上流域遺跡群について「一つの台地や丘陵部においてムラが完結せず、川や谷を挟んで居住域や貯蔵穴域、墓域等が分離、相互に関連性を持ちながら、一つのムラを形成した」ことを指摘し「地形的制約も考慮に入れた広範囲にわたる領域の分担や移動集団における共同体組織の成立過程」について述べている。

また、敷石住居跡について「一般的な住居跡とかけ離れ、貯蔵穴等とセットで営まれる敷石住居跡についてはその管理者・指導者・祭祀的な立場にあった人物の居住の可能性」と「それらが継続的に営まれ、住居跡の類似性などから同一系譜の人々による」ことについても指摘している。「土坑群と敷石住居跡」の関連性は、摺上川上流域の邸下遺跡に類似した事例と言える。

大滝根川流域の調査においては福島雅儀氏(柴原A遺跡第1次)が、「比較的広大な面積を確保できる地域に拠点集落が点在し、地形的制約を受ける地域には小規模集落が適所に散在していた。また、それらの遺跡で住居や土器の文様、祭祀具など生活文化の共通点も認められる

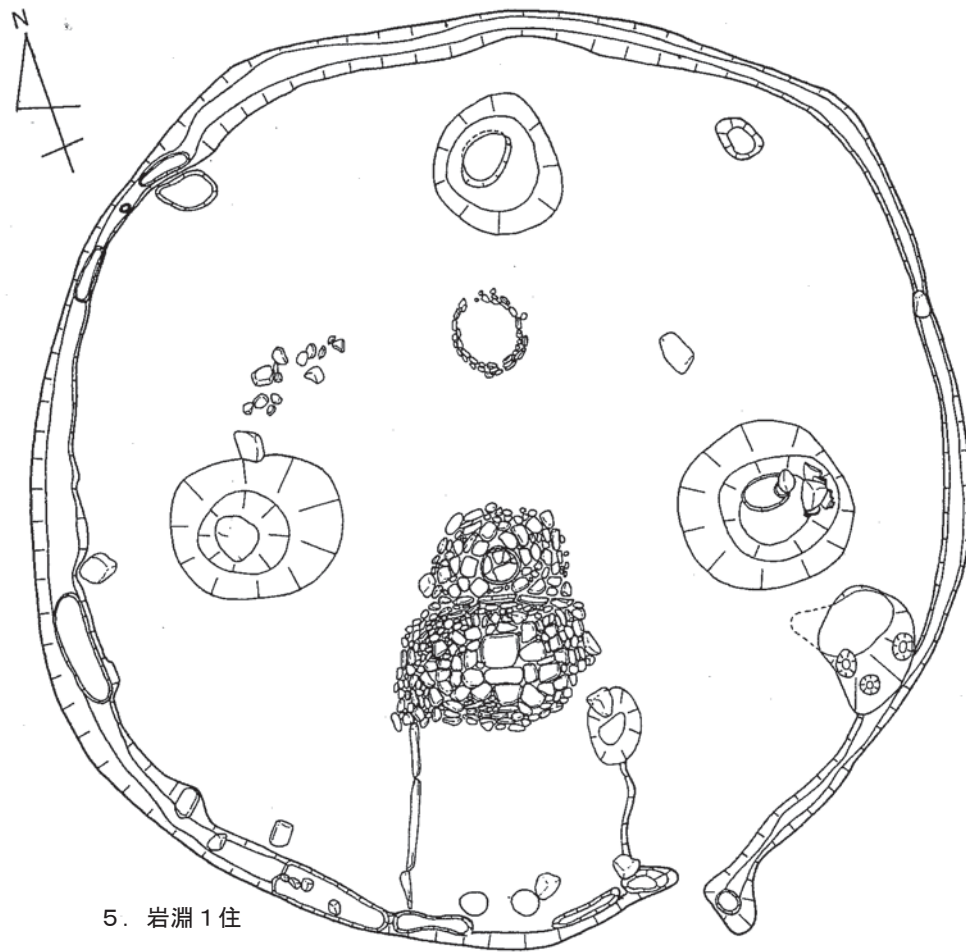
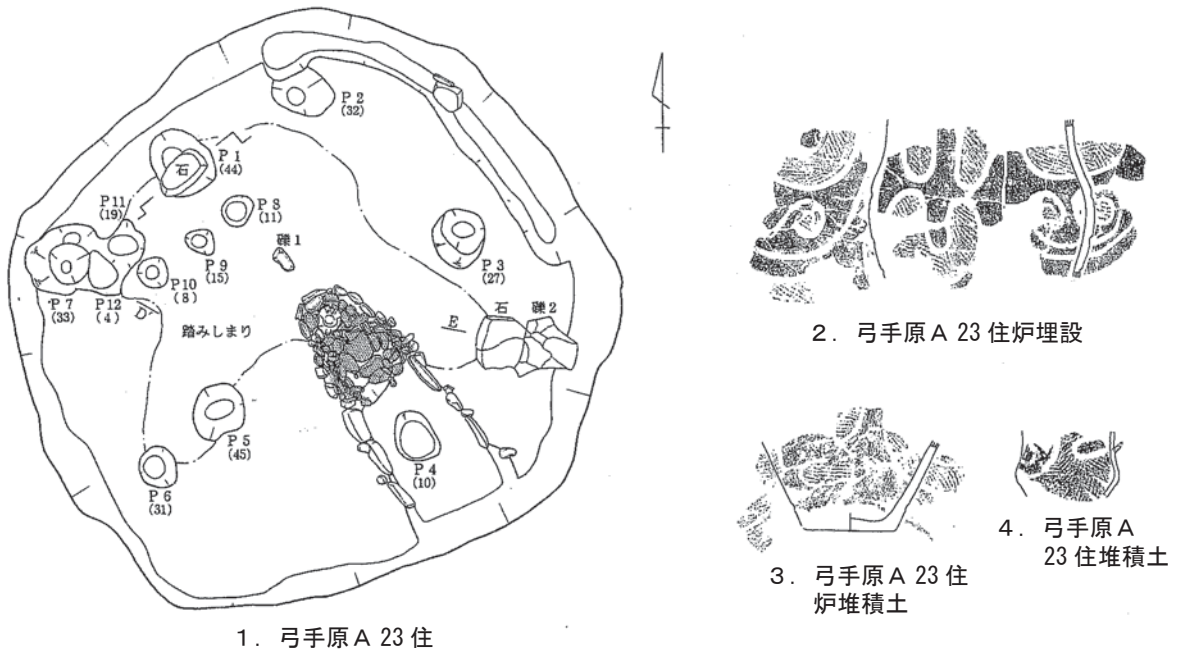


図4 摺上川上流域・他の地域住居跡集成

ことから、共通するある程度の社会規範などが存在していた」ことを指摘している。

今回報告した摺上川上流域においては、堀江格氏（摺上川ダム 13）が「山間部の小規模集落では石器や祭祀具の量が少なく、生活痕跡の部分的な欠落が認められる事やそれらが継続・発展することが無く小規模であり続け、河川の合流地点を中心に分布していることから、阿武隈川本流に営まれた拠点集落に対する採集・狩猟・漁撈・流通などの生業に関する基点・積点・中継点といった足掛かり的な集落」と位置づけている。

この他、新井達哉氏（新井 2008）は、阿武隈川の拠点集落の一つ和台遺跡について「阿武隈川沿いに立地する優位性と遺跡下流の溪谷による地形的制約により、上流側からの情報・物資が必然的集結した結果拠点集落となり、その役割は山間部・平野部の経由・中継地（出入口）、川と山の交易網要衝の集落」と位置づけている。

では、次に摺上川下流域及びその他の地域についての中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡の様相について述べてみたい。

4 その他の地域の様相

摺上川上流域の中期末葉における敷石等施設を持つ住居跡は、複式炉を意識した行為が多く、このような住居跡については、阿武隈川流域及びその他の河川流域でも確認されている。

まず、摺上川下流域の月崎遺跡についてみる。月崎遺跡は摺上川支流の小川の段丘上に位置する。複式炉周辺を中心に敷石が施された 5 号住居跡（図 5-5・6、炉埋設土器は地文のみ）が確認されているが、住居跡の規模等について不明である。また、摺上川と阿武隈川の合流地点から約 2 km 上流に位置する宮畑遺跡からは、複式炉周辺部に敷石を施す住居跡 7 軒と柄鏡形の大型敷石住居跡 2 軒がこれまでに確認されている。

宮畑遺跡では、複式炉埋設土器や住居内の出土遺物などから大木 10 式中段階にはこのような住居跡が営まれていたものと考えられる。宮畑遺跡においては、史跡整備事業に係る遺跡範囲の確認調査のため、中期終末～後期初頭にかけての敷石等の施設を持つ住居跡は現段階では確認されていない。複式炉に伴う敷石住居跡以降に敷石等が施される住居跡が確認されているのは、網取Ⅱ式新段階の大型柄鏡形敷石住居跡である。

宮畑遺跡では、複式炉延長上の床面を中心に敷石が施される 42 号住居跡（図 5-1・3）や複式炉周辺に敷石や延長上の奥壁に沿って小礫が施される 117 号住居跡（図 5-2・4）などが認められるが、摺上川上流域の石壁を持つ住居跡については確認されていない。

摺上川上流域の小規模集落とその下流域及び本流阿武隈川沿いに営まれた拠点集落については、先述したような関連性が指摘されており、住居内における敷石等施設がほぼ同時期（大木 10 式中段階）に行われる点についても相互に関係が窺える。これらの関係は真野川上流域（上ノ台 D 遺跡）と下流域（上栢窪遺跡）においても確認されている。

阿武隈川流域の遺跡では、郡山市逢瀬川中流域の仁井町遺跡 1 号住居跡（図 6-1、複式炉埋設土器は大木 9 式期と報告されているが詳細は不明）では、複式炉延長上に敷石が、同遺跡 6 号住居跡（複式炉埋設土器は大木 9 式新段階～10 式期段階）では壁際に沿って小礫を配し

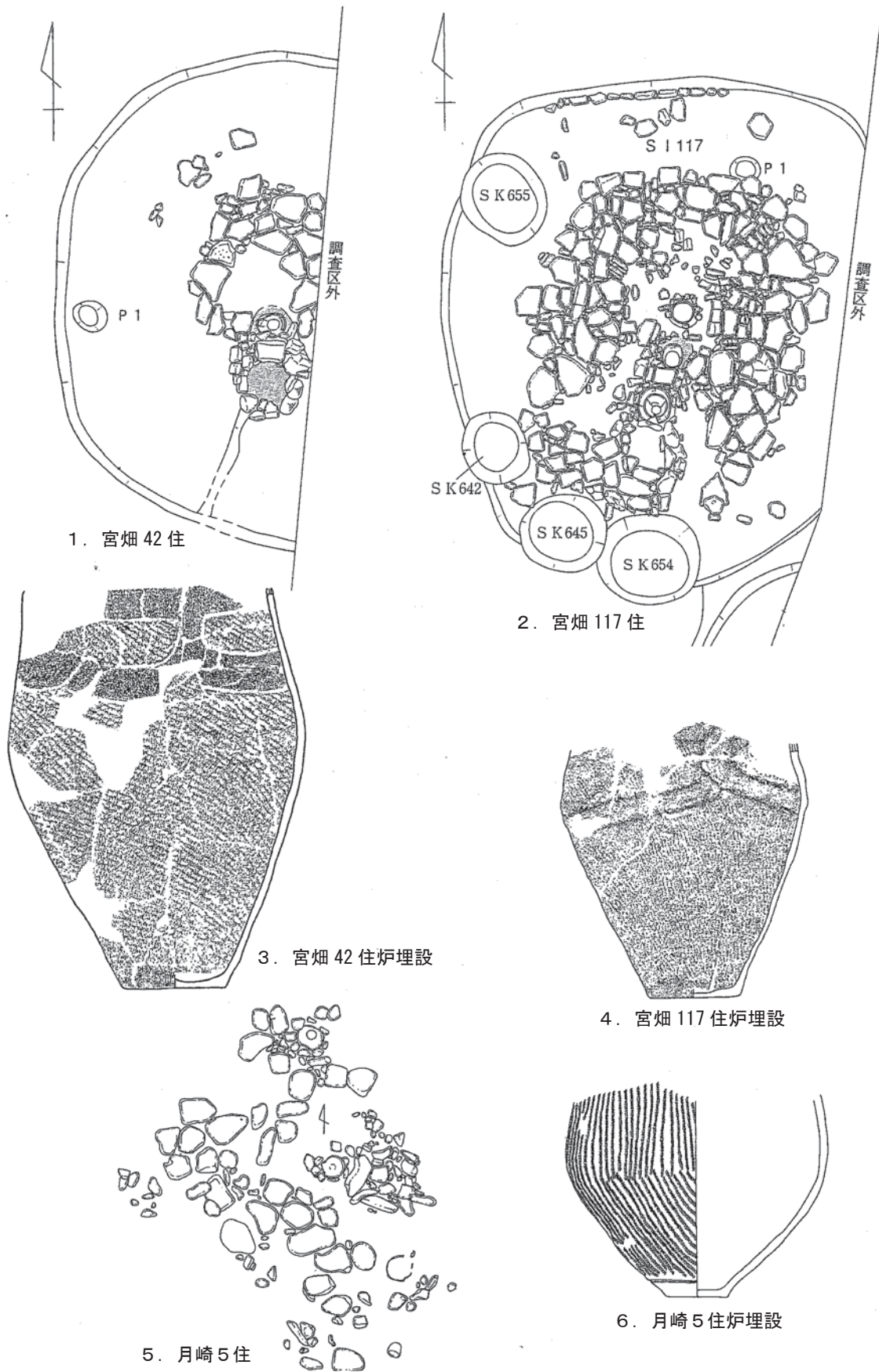


図5 他の地域住居跡集成(1)

ている。二本松市の油井川中流域の上原A遺跡1区12号住居跡（図6-3、複式炉埋設土器は大木10式中段階）も複式炉延長上に集石が施されている。

また、国見町の牛沢川下流域に営まれた岩淵遺跡1号住居跡（図4-5）では、複式炉延長上に円形の石組施設が認められる。住居跡の複式炉埋設土器は地文のみであったが、堆積土中からは大木10式期新段階の特徴を有す土器片が出土している。

阿武隈川沿いに営まれた本宮市の高木遺跡では、201号住居跡（炉埋設土器や床面の遺物は大木9式期新段階）のように複式炉延長線上に小礫4個（複式炉に伴う礫の可能性もある。）が施されたもの、288住居跡（図6-2、炉埋設土器は地文のみ）のような複式炉埋設土器周辺に部分的な敷石が敷設されたものなどが確認されている。

さらに、277号住居跡では、敷石等施設は確認されていないが、複式炉延長線上の奥壁に土器が埋設されていた。土器内の堆積土の上層には小礫が充填されていたことから、本来は土器の上部が礫で覆われていたと考えられる。炉埋設土器と奥壁際に埋設された土器の特徴は大木10式中段階（無文帯の切り合いが認められなことから、中段階でも古い様相を示す。）の特徴を有す。

なお、高木遺跡251号住居跡の複式炉には、曾利系、加曾利EⅢ系、大木9式古段階といった在り及び他地域の土器が埋設されていた。複式炉・大木文化の隆盛期に他地域の土器が複式炉に埋設されていた点で注目される。県内で出土する曾利系土器については、大木8b式新段階～9式の時期に波及することが指摘されている。（小暮2004）

この他、摺上川上流域と同じ山間部の調査事例として飯館村真野川上流域、三春町大滝根川上流域でも中期末葉の時期に敷石等施設が確認されている。

真野川上流域では、大木10式期古段階に上ノ台D遺跡4号住居跡（図7-1・2）のような複式炉延長線上の奥壁際に集石施設を持つ住居跡と宮内A遺跡1号住居跡（図7-3・5）のように複式炉土器埋設部周辺に敷石を敷設するものが確認されている。

大木10式中段階では、宮内A遺跡2号住居跡（図7-4・6）や上ノ台D遺跡2号住居跡のように床面のほぼ全域に敷石が敷設され壁際に小礫が配されるもの、上ノ台A遺跡24号住居跡のような複式炉土器埋設部周辺と延長線上に僅かに敷石が施されるものが認められる。

また、上ノ台A遺跡52号住居跡では、石囲炉周辺に部分的に敷石が施されるものも確認されており、この住居跡が大木10式中段階内での時間差によるものであるとすれば、後続する時期に繋がる住居跡といえる。大木10式新段階～中期終末では、日向南遺跡27号住居跡のように石囲炉周辺に部分的に敷石が施される住居跡となる。

大滝根川上流域では、西方前遺跡6号住居跡（大木10式期古段階）で複式炉延長線上の壁際に近い部分と石組部周辺に敷石が敷設されている。この地域では、西方前遺跡、柴原A遺跡や越田和遺跡のように後期前葉の時期に敷石住居跡、特に大型柄鏡形の敷石住居跡が営まれるが、中期末葉～後期初頭にかけては摺上川上流域及び真野川上流域で認められた敷石等施設を持つ住居跡はほとんど認められない。

しかし、後期初頭の時期には柱穴の配置が柄鏡形を呈す住居跡や壁際に石囲炉を持つ住居跡

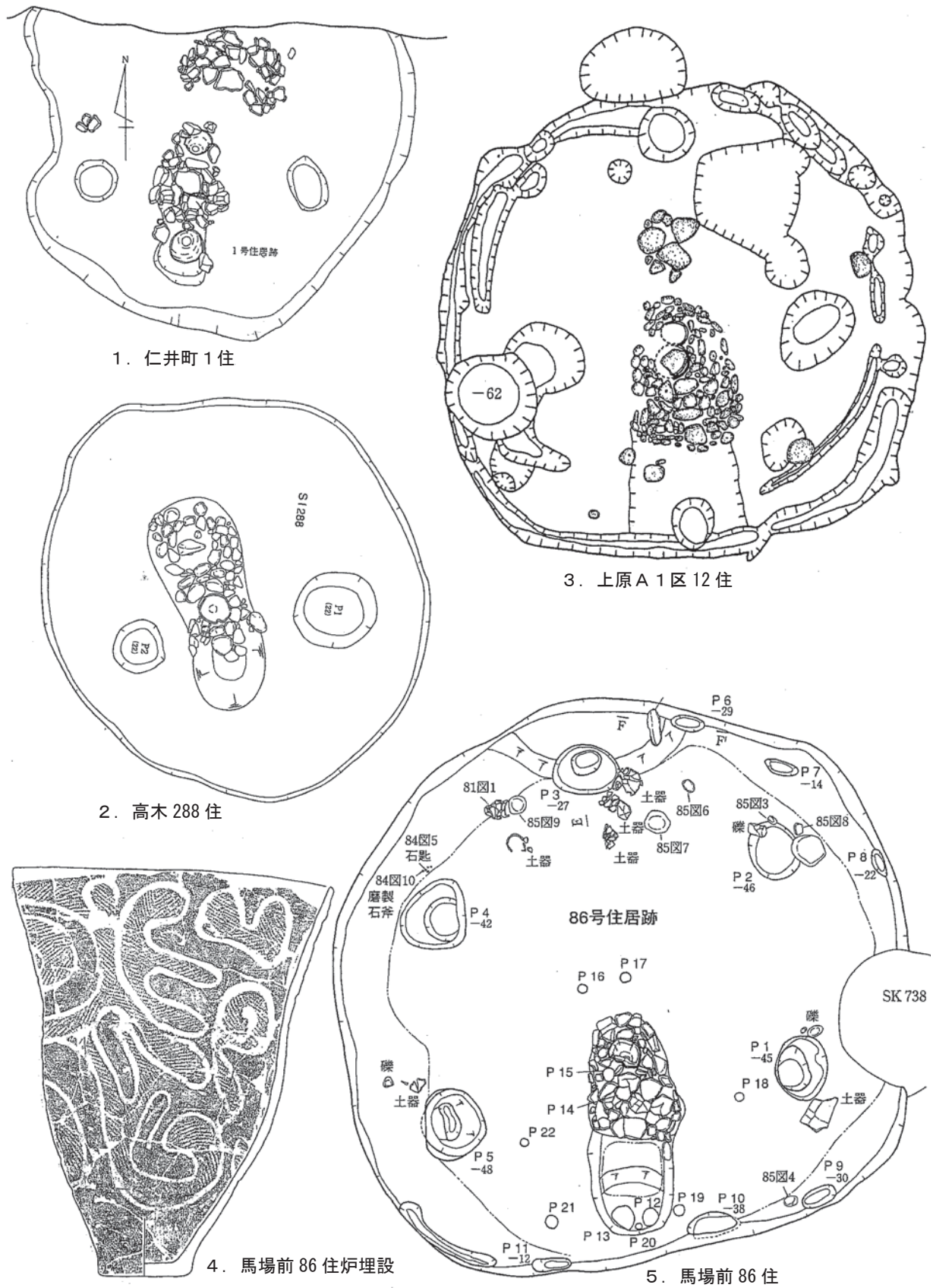


図6 他の地域住居跡集成 (2)

も認められる。また、土器も加曾利EⅣ系またはその系譜上の土器や称名寺系土器など他の地域の影響を受けた土器も多数出土している。中でも、越田和遺跡5号土器埋設遺構は「J」字文下の横位連繫帯が認められ、県内で確認されている称名寺系土器の中でも古く、他の地域の風習等を早くから受容する地域であったことが窺える。

以上、他の地域の敷石等施設を持つ中期末葉の住居跡の様相をみてみた。他の地域も摺上川上流域で確認された敷石等施設を持つ住居跡と同じ時期または前後して、複式炉延長線上に石組ないし集石施設、複式炉を中心とした周辺に敷石を敷設する行為が行われているようである。

このような、複式炉中心に敷石等施設を行うことについて森貢喜氏（森 1974）は、「この時期においては、住居内に石を敷くということよりも土器埋設石組複式炉を設置するということの方が未だ意味が強かったと思われ、敷石は炉跡の周囲の限定された範囲に存在し、炉跡が住居跡の主体を占め、敷石は、それに付随的に存在する」ことを指摘している。

さらに、「複式炉消失に伴い石囲炉等に簡略化される時期に敷石が住居跡全面に敷設されることから、複式炉と敷石との相関関係の中で敷石の存在意義の変化」についても述べている。

また、鈴鹿良一氏（鈴鹿 1986）は、「福島県内の敷石住居の成立に関東地方の加曾利E式土器分布圏の影響があったこと」を指摘し、「この時期は複式炉が盛行する時期で、ここで同じ石構遺構同士が折衷形態をとり、後期の敷石住居跡より在地性が強いもの」と述べている。

また、後期前葉の敷石住居跡の成立については、「複式炉を持った敷石住居とを系譜上から区別する必要はないが、後期において東北地方が堀之内式土器分布圏に含まれることから、成立時の背景に違いがあり、空白期を含むものの、一線を画することができる」ことを指摘している。

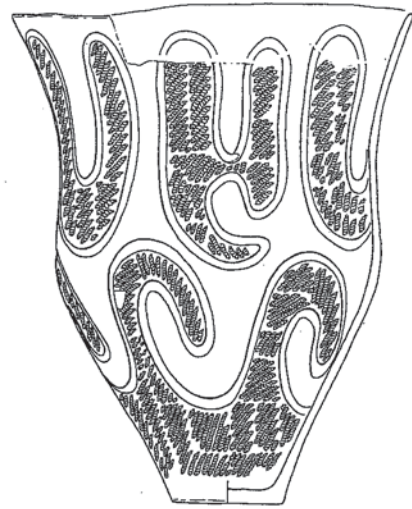
敷石住居の成立過程については、山本暉久氏（山本 1994）が「中期中葉～後葉に中部山地域を中心とした地域で盛行した屋内の石柱・石壇がその後の敷石風習の祖形を探る上で重要な現象である」ことを指摘している。さらに、柄鏡形敷石住居跡と複式炉・大木文化圏での関連性では、「柄鏡形住居形態ではなく、敷石風習の一部を大木文化圏が受容していった」（山本 2000）ことについても言及している。

なお、能登谷宣康氏（能登谷 1996）は、「県内の複式炉延長線上に特殊な施設や住居内に埋甕などを持つ住居跡（飯舘村上ノ台D遺跡4号住居跡や日向遺跡8号住居跡、郡山市仁井町遺跡1号住居跡）について、中部～関東で盛行した屋内石柱・石壇及び埋甕に繋がる」と指摘し、「中期後半から後期前葉には恒久性のある石をシンボルとした住居内祭祀」を想定している。摺上川上流域やその他の地域においても、中部～関東と同様にその祖形は、複式炉延長上に設けられた石組施設や集石施設、埋甕などが発展したと考えられる。これらの風習は、先述した多くの方々が指摘したように中部～関東の影響を受けたものと言える。しかしながら、他の地域の風習は複式炉が盛行する中期後葉～末葉の大木9～10式の時期において、全ての集落に受容されていたわけではない。

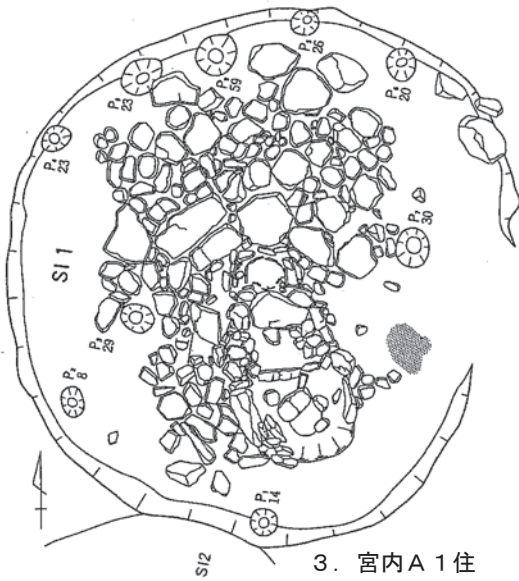
また、複式炉・大木文化が崩壊する中期終末～後期初頭にかけては、本宮市高木遺跡のように積極的に敷石風習を取り入れる地域と三春町の越田和遺跡のように中期終末期～後期初頭にかけては柄鏡形の柱穴配置や壁際に石囲炉を持つなど他地域の住居跡の風習は取り入れるもの



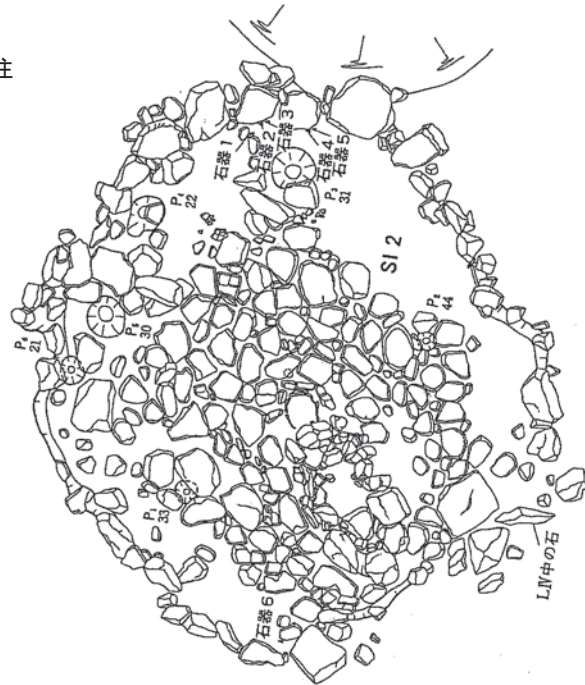
1. 上ノ台D4住



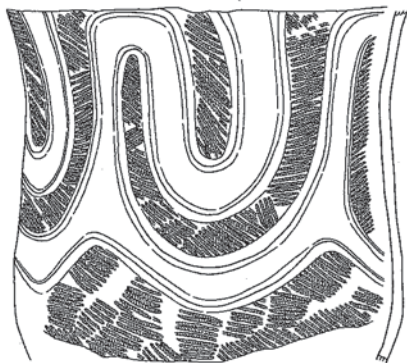
2. 上ノ台D4住炉埋設



3. 宮内A1住



4. 宮内A2住



5. 宮内A1住炉埋設



6. 宮内A2住炉埋設

図7 他の地域住居跡集成 (3)

の敷石の風習は取り入れないなど「目的は同じであってもその手段が違う」といった地域または遺跡ごとの特徴が認められる。

このような観点から大木9～10式の時期の住居跡を見直せば、敷石等施設を持たない集落においても、中部・関東地方の風習である埋甕や石柱・石壇等に代わる施設が確認される可能性がある。木戸川流域の檜葉町馬場前遺跡では、大木10式期古段階を中心とした時期に複式炉延長線上の奥壁に祭壇状施設（土壇）を持つ住居跡（図6-4・5）が3軒、延長線上に地床炉が付属する住居跡が12軒確認されている。

これら縄文集落での風習の違いについては、斎藤義弘氏が（斎藤2006）中期末葉の宮畑遺跡の焼失家屋と福島盆地内の集落で確認された同時期の焼失家屋の比較から、「当時の風習が福島盆地内の同じ土器形式の文化圏にあっても一様ではなく、集落毎に存在した可能性」を指摘している。

また、新井達哉氏（新井2008）は同じ福島市に位置し阿武隈川沿いに営まれている同時期の和台遺跡と宮畑遺跡について、「居住施設の廃絶にかかわる祭祀行為の違い（宮畑遺跡の焼失家屋、和台遺跡の複式炉の廃絶や廃屋を利用した儀礼行為）から、居住施設時の廃絶に伴う行為という側面では共通性を持つが、祭祀行為の内容は全く異なる」ことを指摘している。

このように、縄文社会の風習の受容については、「同じ目的であってもその手段が違う」といったその特性が住居跡の施設（風習の受容法）についても反映されていると考えられる。

5 おわりに

摺上川上流の中期末葉～後期前葉における敷石等施設を伴う住居跡について他の地域の様相も含めこれまで述べてきた。摺上川上流域では、大木10式中段階に複式炉延長線上に方形石組や複式炉周辺に敷石を行う住居跡が営まれる。この後、後期前葉の綱取Ⅱ式新段階までその形態を変えながら、ほぼ継続的にその風習が住居跡に認められる。このような住居跡の変遷は、敷石等施設の形態に相違はあるものの真野川上流域遺跡群の敷石等施設を伴う中期末葉～後期前葉の住居跡の在り方に似ている。

初期の敷石等施設を伴う住居跡に取り入れられた複式炉延長線上の方形石組や集石は、中部～関東地域に見られる屋内に石柱・石壇を持つ住居跡に起源を求められる。この風習は、摺上川上流域以外の地域においても既に大木10式古段階前後に受容されているが、その取り入れ方は石施設、埋甕、祭壇状施設などと様々である。これについては、先に述べたように「同じ目的であってもその手段が違う」といった縄文社会における風習の受容法の相違性であり、特に複式炉・大木文化の盛行する時期においては、集落内でその風習が受容される住居跡は少ない。しかし、複式炉・大木文化崩壊後は、本宮市高木遺跡や三春町越田和遺跡のように集落内の多くの住居跡に他の地域の風習が受容される遺跡も認められる。

中期末葉、後期初頭の時期においては、鈴鹿氏が指摘するように「系譜上は区別する必要は無いが、成立時の時代背景に大きな違い」があり、後者は在地性の基盤が弱まった時期と言える。また、山本暉久氏（山本1995）は「柄鏡形住居の成立において、加曾利E式土器と称名

寺式土器の中部地域の進出と曾利式土器の終焉についての関連性」を指摘し、新たな風習の受容と土器文化圏との関連性について言及している。

阿武隈川流域や支流域では、複式炉・大木文化崩壊時期の中期終末の時期に大規模な河川の洪水が見られ、洪水による土砂で集落が終焉を迎える遺跡の報告がある。このような、気候変動による大きな環境の変化（安田 1994）も複式炉・大木文化崩壊の要因の一つであろう。

最後になるが、これら新たな風習を受容した住居跡の性格については、集落内での既存の住居跡及び風習を受容した住居跡との営まれ方の状況はもとより、真野川上流域遺跡群のように地形的制約も考慮に入れた広範囲にわたる各遺跡の分担や関係などを検証し、その中で性格について述べる必要がある。今回の報告は、県内の限られた地域の報告であった。今後、最新の調査成果を含め県内全域を対象とした検証を行っていきたい。

〈参考・引用文献〉

1. 阿部昭典 2000 「縄文時代中期末葉～後期前葉の変動」『物質文化』69
2. 新井達哉 2008 『縄文人を描いた土器 和台遺跡』新泉社
3. 飯野町教育委員会 2003 『和台遺跡』
4. 井憲治 1996 「真野川上流域における縄文中期末葉の集落構成」『論集しのぶ考古』
5. 押山雄三 1990 「福島県の複式炉」『郡山市文化財研究紀要』第5号
6. 国見町教育委員会 1976 「岩淵遺跡発掘調査」『国見町文化財調査報告書第4集』
7. 郡山市教育委員会 1982 「仁井町遺跡 上納豆遺跡」『河内下郷遺跡群Ⅱ』
8. 小暮伸之 2004 「福島県出土の曾利系土器について」『福島考古』第45号
9. 斎藤義弘 2006 『宮畑遺跡』同成社
10. 鈴木良一 1986 「複式炉と敷石住居」『福島の研究』1 清文堂出版社株式会社
11. 日本考古学協会 2005 「複式炉と縄文文化」『日本考古学協会 2005 年度福島大会シンポジウム資料集』
12. 能登谷宣康 1996 「縄文時代末葉の堅穴住居跡にみられる特殊施設」『論集しのぶ考古』
13. 福島県教育委員会 1975 「上原 A 遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告』
14. (財)福島県文化財センター 1984 「上ノ台 A 遺跡(第1次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅴ』
15. (財)福島県文化財センター 1986 「日向南遺跡(第1・2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅷ』
16. (財)福島県文化財センター 1989 「柴原 A 遺跡(第1次)」『三春ダム関連遺跡発掘調査報告2』
17. (財)福島県文化財センター 1989 「宮内 A 遺跡(第1次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告ⅩⅢ』
18. (財)福島県文化財センター 1990 「上ノ台 A 遺跡(第2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告ⅩⅣ』
19. (財)福島県文化財センター 1990 「上ノ台 D 遺跡」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告ⅩⅤ』
20. (財)福島県文化財センター 1996 「越田和遺跡」『三春ダム関連遺跡発掘調査報告8』
21. (財)福島県文化振興事業団 1996 「獅子内遺跡(第1次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅱ』
22. (財)福島県文化振興事業団 1997 「弓手原 A 遺跡(第2次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅲ』
23. (財)福島県文化振興事業団 1998 「獅子内遺跡(第3次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅵ』
24. (財)福島県文化振興事業団 1999 「八方塚 A 遺跡(第1次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅶ』
25. (財)福島県文化振興事業団 2003 「高木・北ノ脇遺跡」『阿武隈川右岸築堤遺跡発掘調査報告3』
26. (財)福島県文化振興事業団 2003 「馬場前遺跡(2・3次調査)」『常磐自動車道遺跡発掘調査報告34』
27. 福島市教育委員会 1977 「月崎遺跡発掘調査概報」『福島市埋蔵文化財調査報告書第2集』
28. (財)福島市振興公社 1995 「下ノ平 D 遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告4』
29. (財)福島市振興公社 1997 「川上向遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告5』
30. (財)福島市振興公社 1998 「西ノ前遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告6』
31. (財)福島市振興公社 2001 「大枝館跡」「入トンキヤラ遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告9』
32. (財)福島市振興公社 2002 「小峯遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告10』

33. (財)福島市振興公社 2003「邸下遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告 11』
34. (財)福島市振興公社 2004「総括編」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告 13』
35. (財)福島市振興公社 2006『宮畑遺跡 3 (岡島)』
36. 馬目順一 1970「いわゆる綱取貝塚C地区の土器について」『考古』16
37. 三春町教育委員会 1989「西方前遺跡」Ⅲ『三春町文化財調査報告書第12集』
38. 森 貢喜 1974「縄文時代における敷石遺構について」『福島考古』第15号
39. 安田喜憲 1994「気候変動」『縄文文化の研究』1
40. 山本暉久 1994「石柱・石壇をもつ住居跡の性格」『日本考古学』1号
41. 山本暉久 1995「柄鏡形(敷石)住居跡成立期の再検討」『古代探叢』
42. 山本暉久 2000「外縁部の柄鏡形(敷石)住居」『縄文時代』第11号
43. 山本暉久 2002『敷石住居跡の研究』六一書房

報告内で使用した図版は以下の文献から転載したものである。

- 図1-1・2 (参考・引用文献23より) 図1-3 (参考・引用文献31より) 図1-4 (参考・引用文献28より)
図1-5・6 (参考・引用文献24より)
図2-1 (参考・引用文献31より) 図2-2～4 (参考・引用文献33より) 図2-5 (参考・引用文献29より)
図2-6 (参考・引用文献31より) 図2-7・8 (参考・引用文献32より)
図3-1 (参考・引用文献21より) 図3-2 (参考・引用文献33より) 図3-3 (参考・引用文献31より)
図3-4～6 (参考・引用文献30より)
図4-1～4 (参考・引用文献22より) 図4-5 (参考・引用文献6より)
図5-1～4 (参考・引用文献35より) 図5-5・6 (参考・引用文献35より)
図6-1 (参考・引用文献7より) 図6-2 (参考・引用文献25より) 図6-3 (参考・引用文献13より)
図6-4・5 (参考・引用文献35より)
図7-1・2 (参考・引用文献19より) 図7-3～6 (参考・引用文献17より)